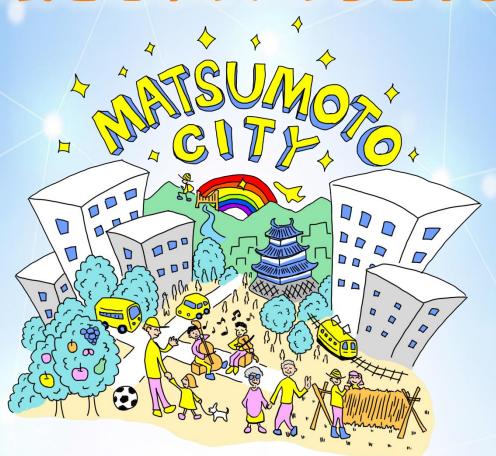
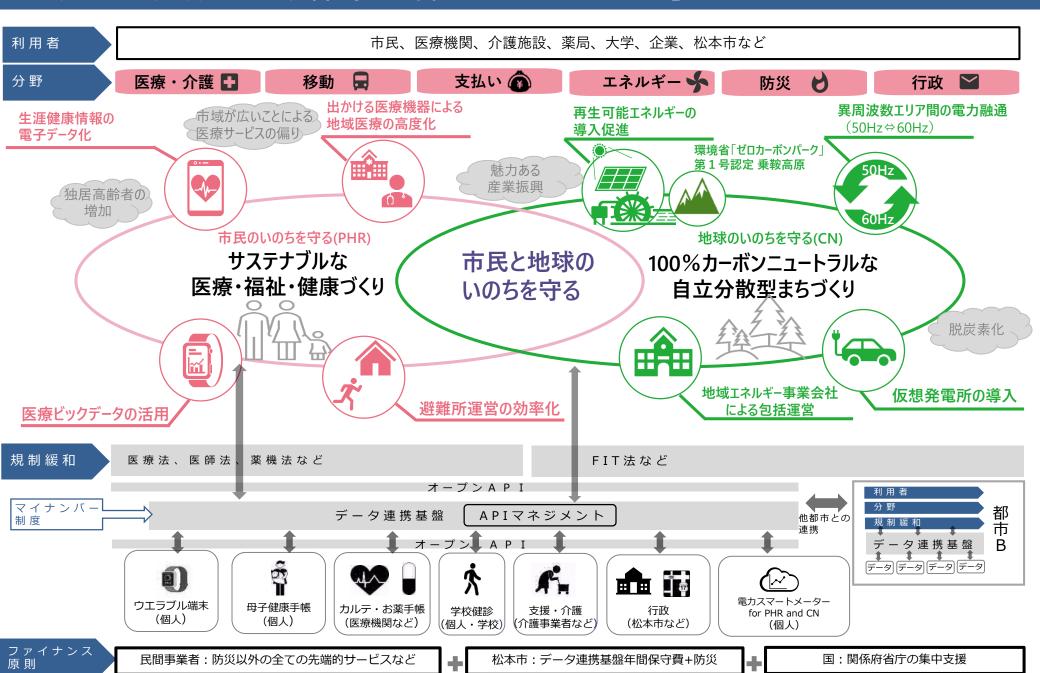
松本市のスーパーシティ構想

世界に先駆けるスーパーシティ松本 ~市民と地球のいのちを守る~

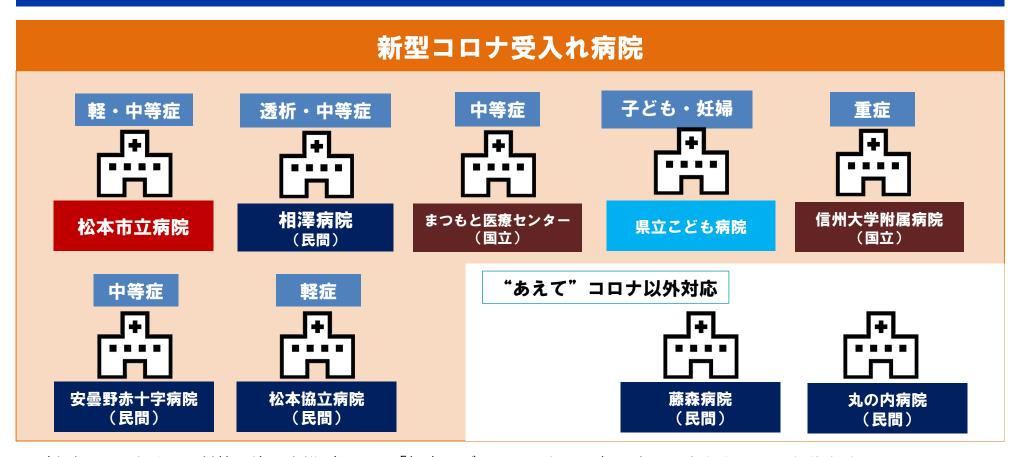


「世界に先駆けるスーパーシティ松本~市民と地球のいのちを守る~」 概要



1

選択と集中の"松本モデル"(松本医療圏:松本市、塩尻市、安曇野市など3市5村)



- ・新型コロナウイルス対策で注目を浴びている「松本モデル」。これは一朝一夕にできたものではありません。
- ・松本市を含む3市5村で形成する松本医療圏には、国立、県立、市立、民間といった設立母体の異なる病院があります。 これらの病院が15年前から救急医療や災害時の役割分担を議論してきました。病院が一堂に会し、縦割りの壁を越えて 連携・役割分担を調整してきたので、コロナの際にそれが機能したと言えます。

「病病連携」「病診連携」にとどまる情報連携を、介護を含む地域包括ケア分野まで広げるうえで、どのようなICT基盤が有効であるかまとめたもの

全37ページの報告書目次部分抜粋

検討の経過

- ・研究会の進め方
- •方向性

研究会のまとめ

- ・松本版PHRの意義
- データの内容
- データの取得方法
- •活用局面
- ・局面別のデータ活用
- ・期待される効果と課題

今後の展開

- ・直面する財源確保とシステム運用
- ・M-PHRの効率的な運用と運営主体
- ・M-PHR実現化に向けた検討
- ・M-PHRからより社会性の高いPLRへ

研究会 会員の肩書き

平成28年時点

(◎:座長)

- ◎松本市医師会理事·松本市立病院病院長
- ・松本市地域包括ケア協議会会長・倉科医院院長
- •松本市医師会理事•野村医院院長
- ・松本薬剤師会副会長・スズラン薬局取締役
- •松本市歯科医師会副会長•杉山歯科医院院長
- •信州大学医学部保健学科教授
 - 信州大学付属病院医療福祉支援センター長
- •松本市医師会医療連携委員会副委員長
 - •社会医療法人財団慈泉会相澤東病院院長
- MISC (Medical Information Systems Consulting) 代表
- 株式会社長野メディカルサポート代表取締役
- ・医療アドバイザー・元国立松本病院事務部長
- ・医療アドバイザー・元国際医療センター技師長
- ·松本市政策部 政策部長
- •松本市健康福祉部 健康福祉部長
- •松本市商工観光部 健康産業•企業立地担当部長
- •松本市病院局 病院局長
- ·松本市総務部 情報政策課長
- ·松本市政策部 政策課長
- •松本市健康福祉部 介護予防担当課長
- •松本市健康福祉部 医務課長
- ・松本市地域づくり部 地域づくり課長

ステップ1

ステップ2

ステップ3

平成20年6月

「健康寿命延伸都市」構想を表明。 まちづくり基本方針として、 市総合計画に反映

平成23年7月

産業創出のための関係者を集結した プラットフォーム

「松本地域健康産業推進協議会」 を設置

平成23年12月

情報発信・蓄積の場 「世界健康首都会議」を設置 以降、毎年開催

- * 令和2年度10月23日 「第10回世界健康首都会議」 〈主な出演者〉
- ・台湾・デジタル担当大臣 オードリー・タン 氏
- ·(株)三菱総合研究所理事長 小宮山 宏 氏
- ·WHO西太平洋地域事務局長 **葛西 健** 氏
- ・、(株)フィリップス・ジャパン 代表取締役社長

堤 浩幸 氏

・ソフトバンク株式会社 先端技術開発本部

上村 実 氏

平成27年3月

松本ヘルスバレー構想

現役世代の健康投資を促す「松本市健康経営研究会」を設置

平成27年6月

地域包括ケアとヘルスケア産業の創出を目指して「医療・福祉・健康 I C T基盤研究会」を設置

⇒平成28年3月 「松本版PHR」報告書作成

平成28年12月

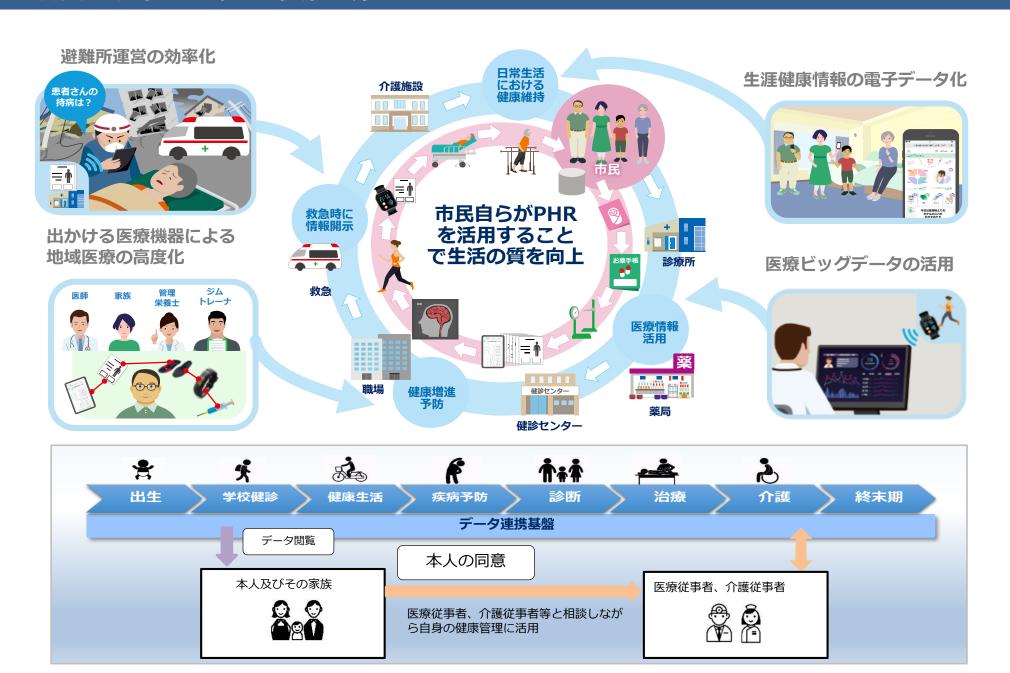
市民の健康増進と新たなヘルスケアビジネスの実証の場として、

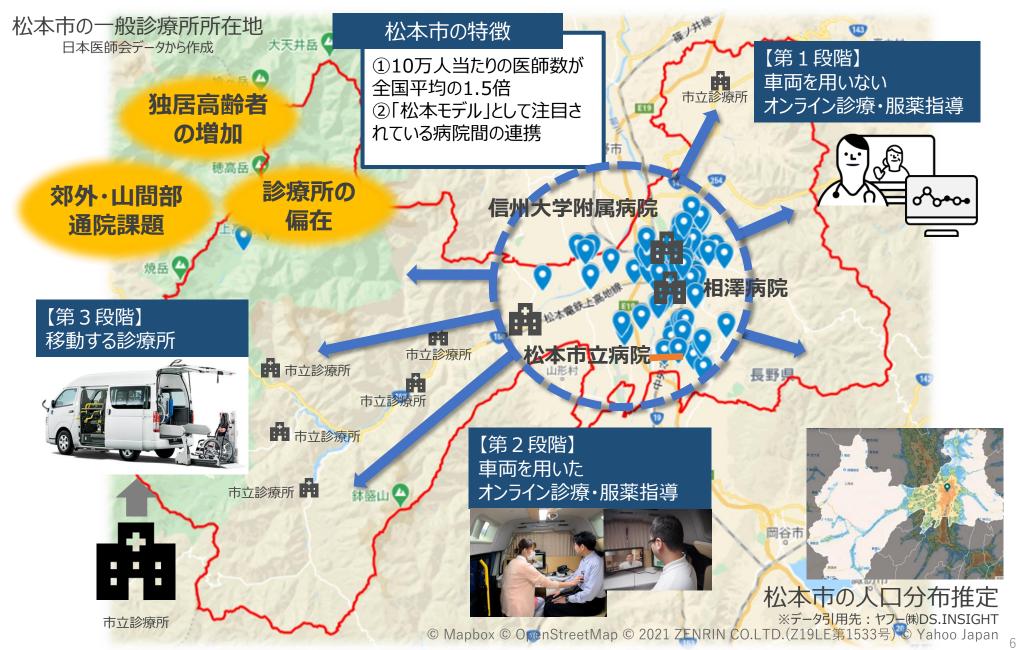
「一般財団法人 松本ヘルス・ラボ」

を設立 会員数 1,300名

令和元年

健康産業向けの工業団地完売 (分譲面積約14.3ha)





| N o | ①提案名 | ②具体的な事業の実施 内容 | ③「②」の事業を実施し た場合に想定される経 済的社会的効果 | ④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容 | ⑤「④」の規制等の根拠 法令等 | ⑥「④」及び「⑤」 の規制・制度改革 のために提案する 新たな措置の内容 | ⑦参考 資料があ る場合は、 その有無 |
|--------|---------------|--|---|---|---|---|------------------------------|
| 1 | 生涯健康情報の電子データ化 | アナログ情報の電子データ化、データ連携 出生前から終末期までの情報を電子データ化し、本人、医療機関、介護施設、薬局などが常に最新情報にアクセスできるようにします。 ⇒健診結果等の保存年限を撤廃 ⇒アナログ原則の撤廃 | ・健診結果等の保存年限を撤廃することでデータの消失を防ぎます。 ・文書通知などのアナログ原則を撤廃することでコスト削減につながります。 ・マイナンバーカードに、病歴・調ることもにコスト削減につかががでした。 ・で、調査により、病を連携することがにまり、が短に、表連携を関門であることが短いであることがなくなります。 ・紙媒体関連コストがゼ | 以下の情報は、保存年限が定められています。 ・学校健康診断票5年間 ・事業主健康診断個人票5年間 ・診療録5年間 ・処方箋3年間 など | ・学校教育法施行規則第 28条及び学校保健安全 法施行規則第8条第4項 ・労働安全衛生規則第 51条 ・医師法第24条第2項 ・薬剤師法第27条 ・保険薬局及び保険薬剤 師療養担当規則第6条 など | 健診結果等の法定保存年限の撤廃 | なし |
| | | | ロとなります。 ・紙媒体ではないので過去の予防接種記録などを紛失することが防げます。 | 文書での通知が原則となっ ているために、コストがかさ み、通知が遅延しています。 | 労働安全衛生法第66条 の6 | 事業主健診結果 等の文書通知のようなアナログ原則の 撤廃 | なし |

新たな規制・制度改革の提案(PHR2)

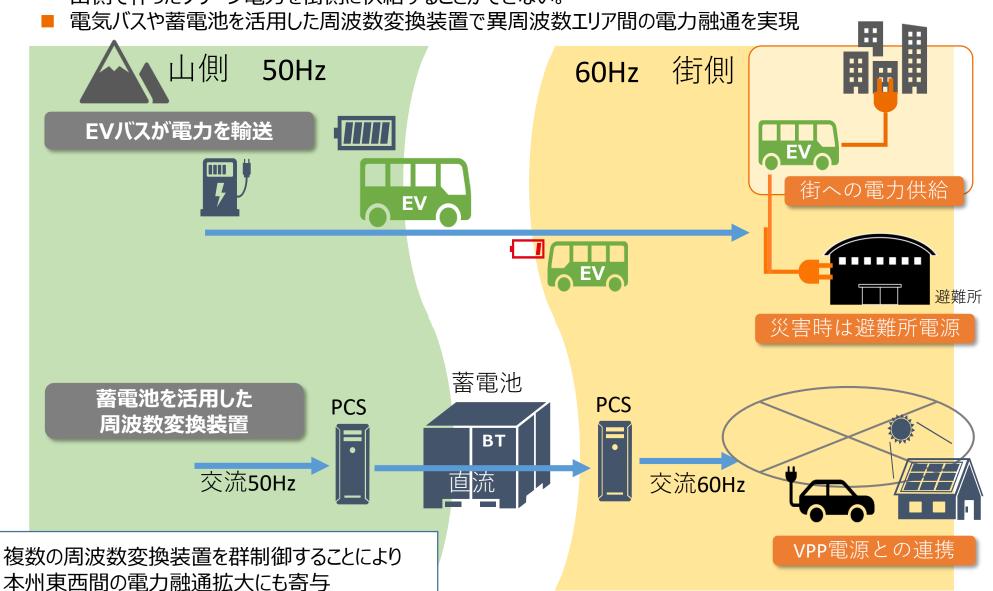
| N o | ①提案名 | ②具体的な事業の実 施内容 | ③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 | ④「②」の事業の実施を 不可能又は困難とさせて いる規制等の内容 | ⑤「④」の規制等の根拠法令等 | ⑥「④」及び「⑤」 の規制・制度改革 のために提案する 新たな措置の内容 | ⑦参考 資料があ る場合は、 その有無 |
|--------|---------------------|--|---|--|--|--|------------------------------|
| | 出かける医療機器による地域医療の高度化 | 移動医療サービスを段 階的に高度化 | ・オンライン診療により、 病院や診療所内の混雑 が緩和され、院内感染 等の2次感染リスクが軽 減されます。 | 的・特例的な取扱いについいた診療の実施や処方箋6 | にの拡大に際しての電話や情報 て」(0410事務連絡)におい り取扱いについて示されています。 務連絡の恒久化に向けた措置を | て、初診からの情報通信 が、取扱いは時限的・特 | 機器を用 |
| | | 【第1段階】 車両を用いないオンライン診療・服薬指導 | 、従来の「対面診療」に加え、「車両を用いないオンライン診療」、「車両を用いないオンライン診療」、「車両を用いたオンライン診療」、「移動する診療所」と計4つのメニューをそろえることで多様な医療ニーズにこたえます。 | 原則、初診は対面診療の みとなっています。 (0410対応下では可) | ・オンライン診療の適切な実 施に関する指針 V - 1 -(5)- ② | 初診の対面診療、 初回の対面服薬 指導などの原則を 条件付、段階的に 緩和(0410事務 | なし |
| 2 | | | | オンライン服薬指導は、同一内容の処方箋により調剤された薬剤で、あらかじめ、当該患者に対面指導を行ったことがないと行えません。(0410対応下では可) | ・通達薬生発0331第36 号(R2.3.31)第2-(3) ・薬機法第9条の3第1項 ・薬機則第15条の13第2 項 (参考:0410事務連 絡:2.(2)) | 連絡の恒久化に向けた措置) | |
| | | | | など | など | | |
| | | 【第2段階】 車両を用いたオンライン 診療・服薬指導 | | オンライン服薬指導を受ける場所は、対面服薬指導が行われる場合と同程度に清潔かつ安全、かつプライバシーが保たれる空間でなければなりません。 | ·通達薬生発0331第36 号(R2.3.31)第2-(4)- ⑤ | 車両を用いたオンラ イン服薬指導を可 能とする措置 | なし |
| | | 看護師が車両に乗り込み診療をサポート。サポート拡大のため、派遣看護師を登用。 | | 正規雇用でない派遣看 護師は、診療所、居宅等 において診療サポートがで きません。 | ·労働者派遣法第4条1項 ·労働者派遣法施行令第 2条 ·保健師助産師看護師法 | 正規雇用でない派 遣看護師も診療 所、居宅等での診 療サポートを可能と する措置 | なし |

新たな規制・制度改革の提案(PHR3)

| N o | ①提案名 | ②具体的な事業の実 施内容 | ③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 | ④「②」の事業の実施を 不可能又は困難とさせ ている規制等の内容 | ⑤「④」の規制等の根拠 法令等 | ⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために 提案する新たな措置の 内容 | ⑦参考 資料があ る場合は、 その有無 |
|--------|---------------------|---|---|--|---|---|------------------------------|
| 2 | 出かける医療機器による地域医療の高度化 | 移動医療サービスを段階的に高度化 【第3段階】 移動する診療所 車両に医療機器を搭載し、車両自体を診療所化する。 | ・車両自体を診療所化することで、市内に6ケ所ある市立診療所の建物及び医療機器にかかるコストを削減できます。※診療所の中には週1回、1時間のみの診療のところもあります。 | 医療を提供する場所として、そもそも車両が定義されていません。 (車両における構造要件や医療行為について、明確な基準がありません。) | ・医療法第1条の2第2 項 ・医療法施行規則第1 条 ・オンライン診療の適切 な実施に関する指針 V-2-(2)-① ・医療法第23条 ・医療法施行規則第 16条第2項 | 車両において医療を提供するための措置 | なし |
| | | | 加え、「車両を用いない オンライン診療」、「車両 を用いたオンライン診療」、 「移動する診療所」と計 4つのメニューをそろえる ことで多様な医療ニーズ にこたえます。 | 医療機器を車両搭載する場合の品質・安全性に関する基準がありません。 | ・医療法施行規則第1 条の11第2項第3号八 ・薬機法第23条の2の5 ・薬機法第23条の2の5 第8項第1号に規定す る医療機器又は体外診 断用医薬品の区分を定 める省令 | 医療機器を車両搭載する場合の安全基準等の整備 | なし |

先端的サービス 異周波数エリア間の電力融通

■「再生可能エネルギー資源が豊富な山側」と「エネルギー需要の高い街側」で電力の周波数が違うため、 山側で作ったグリーン電力を街側に供給することができない。



新たな規制・制度改革の提案(CN)

| No | ①提案名 | ②具体的な事業の実施 内容 | ③「②」の事業を実施し た場合に想定される経済 的社会的効果 | ④「②」の事業の実施を 不可能又は困難とさせて いる規制等の内容 | ⑤「④」の規制等の根拠 法令等 | ⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 | ⑦参考 資料があ る場合は、 その有無 |
|----|--------------------|---------------------------|--|---|---|---------------------------------------|------------------------------|
| 1 | 再生可能エネルギーの導 入促進 | 配電系統へのN-1電制 による再工ネ接続 | 系統の空容量のない地域において、より多くの再 エネ電源を接続することができる | N-1電制は配電系統 (6,600V)より上位の 系統のみ導入 | 電気事業法第28条の 40第3号及び第28条の 45に基づく「送配電等業 務指針」第55条 | 配電系統へのN-1電制 による再エネ接続を可能 とする措置 | なし |
| | 異周波数エリア間の電力 融通 | 電気バスによる電力融通 | 電気バスには一般EV車 より大きな蓄電池を搭載 しており、より効率的に給 電できる | 電気自動車等の出力は、 機器の能力に関わらず 10kW未満に制限され ている | 電気設備の技術基準の解釈第199条の2 | 電気自動車からの出力 制限の緩和 | なし |
| 2 | | 60Hzエリアに電力融通するための蓄電池からの売電 | 東西周波数の境界に位置する場所において、低コストで事業展開できることから、東西電力融通を強化することができる | 蓄電池から逆潮流できない | 電気事業者による再生 可能エネルギー電気の調 達に関する特別措置法 施行規則第5条第2項 第5号ロ | 固定価格買取制度の下 で蓄電池を介した売買 電を可能とする措置 | なし |
| 3 | 仮想発電所(VPP)の導入 | 太陽光発電+蓄電池 +EVをVPPで制御 | 電力負荷の平準化を図ることで、電力の安定供 給に寄与する | 蓄電池から逆潮流できない | 電気事業者による再生 可能エネルギー電気の調 達に関する特別措置法 施行規則第5条第2項 第5号ロ | 固定価格買取制度の下 で蓄電池を介した売買 電を可能とする措置 | なし |

既存の国家戦略特区の特例措置の活用予定

| No | 既存の国家戦略特区の特例措置の活用 | 特例措置を活用した事業の概要 |
|----|-------------------|---|
| 1 | 遠隔服薬指導 | 対面原則を緩和し、テレビ電話等を活用し、かかりつけ薬剤師による服薬指導を対面でない方法を可能とする。 |
| 2 | 医療機器の相談 | 臨床研究中核病院における革新的医療機器の開発案件を対象に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の担当者が必要に応じて出張して、特区事前面談及びフォローアップ面談を実施する。 |
| 3 | テレワークの導入 | 国と松本市が連携し、テレワークを導入しようとする企業等に対する各種相談支援をワンストップで行う「テレワーク推進センター」を市役所移住促進課内に設置する。 |
| 4 | 外国人雇用相談センターの設置 | 外国人を雇用しようとする事業主支援のために相談センターを市役所産業振興部内に設置する。 |
| 5 | 農業支援外国人材の受入れ | 一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする。 |
| 6 | 高度人材ポイント制 | 高度人材ポイント制において、企業に就労する外国人に、新たな特別加算を実施する。 |
| 7 | 公設民営学校 | グローバル人材の育成のため、教育委員会の一定の関与を前提に公立学校の運営を民間に開放 |
| 8 | 農業委員会所管事務の権限移行 | 農地の流動化を促進する観点から、松本市長と農業委員会との合意の範囲内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を松本市が行うことを可能とする。 |

住民説明会の開催、パブリックコメント等、住民その他の関係者の意向把握のために講じた措置

1 住民説明会等

| 開催日 | 開催方法(会場、手法、団体名等) | 説明者 | 参加者数 (視聴回数) |
|----------|--------------------------------|--------|-------------|
| R2.11.16 | 多事争論会(安曇・奈川地区) | 市長・副市長 | 60人 |
| R2.12.14 | " (田川・庄内・鎌田・松南地区) | 11 | 46人 |
| R3.1.13 | 説明動画の配信(YouTube市公式チャンネル) | 副市長 | 604回 |
| 13 | 関係者向け説明会(町会連合会常任理事会) | 職員 | 35地区 |
| 14 | " (基本構想2030市民会議) | 副市長 | 委員21人 |
| 17 | オンライン説明会(YouTube市公式チャンネル) | 11 | 1,115回 |
| 19 | " | 11 | 776回 |
| 27 | " | 11 | 643回 |
| R3.2.4 | " | 11 | 633回 |
| 10 | 関係者向け説明会(松本商工親和会連合会) | 職員 | 7人 |
| 11 | 住民向け説明会(松本市勤労者福祉センター) | 副市長 | 34人 |
| 15 | " (奈川地区地域づくりセンター) | 11 | 26人 |
| 17 | " (安曇地区地域づくりセンター) | 11 | 15人 |
| 24 | " (松本市総合社会福祉センター) | 11 | 5人 |
| 25 | " (中央地区町会) | 11 | 23人 |
| R3.3.1 | " (芳川地区地域づくりセンター) | 11 | 25人 |
| 12 | " (松本商工会議所) | 11 | 24人 |
| 29 | " (松本市波田商工会) | 職員 | 13人 |
| R3.4.8 | 応募直前オンライン説明会(構想案発表) | 市長 | 110 |
| 13.4.0 | (CATV生放送 + YouTube市公式チャンネル生配信) | אנוי | 115 |
| 11 | 住民向け個別相談会(イオン南松本店) | 副市長 | 4人 |

- 2 パブリックコメント R3.1.8~R3.2.7 (31日間) 32件(16人)
- 3 市議会への協議・報告等
 - R2.10.20 スーパーシティ構想の制度概要を報告
 - 11.18 市の取り組み状況を報告
 - 12.25 申請に向けた基本的な考え方の案を協議
 - R3. 1. 6
 - 2.22 選定した連携事業者を周知
 - 3.11 パブリックコメントの結果及び推進体制について報告
- 4 関係団体との意見交換
 - R2.10.29 一般社団法人 松本市医師会
 - R2.12. 3 信州大学附属病院
 - R2.12.23 社会医療法人財団 慈泉会 相澤病院
- 5 その他周知
- (1) テレビ放送
 - R3.1. 1 放送局: CATVテレビ松本

解説!松本市のスーパーシティ構想~急速に進むDX~

R3.3.13 放送局: SBC信越放送

DXで目指す松本のまち~2030年に向けた挑戦~

(2) 市広報紙特集記事(広報まつもと)

R2年12月号(R2.11.26発行)

・宮之本副市長が語る ~デジタル化とスーパーシティ構想~

R3年1月号(R2.12.25発行)

・スーパーシティ構想とは

R3年3月号(R3.2.25発行)

- ・スーパーシティ構想 Q&A
- (3) 松本商工会議所会報(会報まつもと)

R3年3月号(R3.3.12発行)

・宮之本副市長インタビュー記事 ~DXで目指す松本のまち~

○住民等の意向把握、確認について今後の予定

これまで、対面およびオンラインでの対話会を約20回開催してきました。住民はおおむね賛成です。 しかし、スーパーシティ構想自体を知らない住民が多いのが現状です。

区域指定後は、これまで以上に、コミュニケーションを図り、住民合意を取得してまいります。

個人情報、個人関連情報等の適切な取扱いのための取組は、個人情報を含む重要情報及びシステム・ネットワークの安全管理に係る情報セキュリティの取組と重複する部分があるため、下図のように合わせて記載します。

下図において、赤枠の部分が個人情報、個人関連情報等の適切な取扱いの確保のための具体的な取組で、#1~9の番号が国家戦略特別区域 法第二十八条の二第一項に規定する内閣府令・総務省令・経済産業省令で定めるデータの安全管理に係る基準の項目に対応します。

※なお、区域指定後、区域計画にあわせて、基準、要項、具体的なスケジュールなどを策定します。

| | | 情報セキュリティに係る取組 (保護対象:重要情報、システム、ネットワーク) | 個人情報保護に係る取組 (保護対象:個人情報) | | | |
|--------------|--------------|---|---|--|--|--|
| 組織(| #1, 3) | ・ 最高デジタル責任者の設置(令和2年12月22日付) | 個人情報管理責任者の設置(平成30年3月30日付)個人情報保護制度審議会の設置(平成28年3月3日付) | | | |
| (| , -, | ・ 情報処理安全確保支援士、CISA, CISSP等の資格保有者の採用 | | | | |
| 規程 | (#2) | 情報セキュリティ対策基本要綱の作成・外部公開 (平成16年3月26日付) 情報セキュリティ対策基準の作成(平成29年7月1日付) 情報セキュリティ実施手順の作成(平成29年7月1日付) | 個人情報の取扱規定の作成・外部公開 (平成27年11月13日付) 個人情報保護条例の作成・外部公開(平成30年3月19日付) プライバシーデータ取扱手順の作成 | | | |
| プロセス(#4) | | • 情報セキュリティマネジメントシステムの構築 | | | | |
| | Plan (#7) | ・ 識別:重要情報・システム・ネットワークの棚卸・ 識別:サイバー攻撃に対するリスク分析 | ・ 識別:保有個人情報の棚卸・ 識別:DPIA/PIAの実施、安全管理措置(職員等研修)の実施 | | | |
| セキュリティ 対策 | Do | 防御:脆弱性情報の収集、セキュリティパッチの適用、システム・ネットワーク 検知:重要システムに対するセキュリティ監視の実施 (#9) 対応:情報セキュリティインシデントに関する窓口(松本市CSIRT, 松本の場合) 復旧:サイバー攻撃による傷害などから迅速に普及するための事業継続 | 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | | |
| | Check | 外部監査の実施 (#4)最高情報責任者による情報セキュリティ対策状況のレビュー | 内部監査の実施個人情報管理責任者による個人情報保護状況のレビュー | | | |
| | Act | • 是正処置 | | | | |

- ・ CISA(Certified Information Systems Auditor): 公認情報システム監査人
- CISSP(Certified Information Systems Security Professional): 情報セキュリティプロフェッショナル認定資格